



「児童手当の現況届」について

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための届けです。

提出に必要な書類を6月初旬に送付いたしますので、期限までに提出してください（公務員の方は職場にお問合わせください）。

なお、現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当の支給ができないことがありますので、忘れずに提出してください。

提出期限：令和2年6月30日（火）

子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）でオンライン申請が可能です！！

- ◎必要なもの・マイナンバーカード（顔写真・ICチップ付カード）
- ・ICカードリーダーまたは対応スマートフォン



※詳細は、**マイナポータル**  <https://myna.go.jp> へアクセスまたは町ホームページをご覧ください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



【公務員のみなさまへ】子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯に対して給付金を支給します。

所属庁（勤務先）から児童手当が支給されている公務員の方についても、町から支給いたしますので、子育て・健康推進課へ申請してください。

支給対象者 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれたお子様がおり、令和2年3月31日時点で住民票が余市町にある方。（3月で中学校を卒業したお子様がいる方は令和2年2月29日時点）

申請方法 令和2年7月3日までに、次の書類を提出してください。
・申請書（所属庁から配布を受け、児童手当を受給している証明を受けたもの）
・通帳またはキャッシュカードの写し（申請書へ貼付もしくは同封）
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。

支給方法 令和2年7月22日に、お子さまひとりにつき1万円をお振込みします。
※公務員以外の方につきましては、申請の必要はなく、6月10日にお振込みします。
(対象の方へ5月11日に案内文を送付しております)

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



電動生ごみ処理機・簡易コンポスト購入助成について

5月号でご案内した標記の助成制度につきまして、応募締め切りを5月29日（金）としていましたが、新型コロナウイルスの特別措置法に基づく「緊急事態宣言」により、受付窓口3ヶ所（役場・福祉センター・中央公民館）のうち福祉センター、中央公民館が休館中のため、受付期間を6月15日（月）まで延長します。

申請書は役場窓口にて交付のほか、余市町ホームページから印刷し、郵送（6月15日必着）で申請することも可能ですのでご利用ください。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



草刈り作業による漏油事故防止について

灯油等燃料タンク付近での刈払機による作業により、タンクからの送油管を切断することのないよう十分に気を付けてください。

万一、送油管を切断し漏油した場合土壌が汚染されるため、汚染土壌を撤去し新しい土砂に置き換えなければならない、自らの責任で処理・復旧しなければなりません！！

汚染土壌を処理するには莫大な費用がかかります！！

送油管付近では、人力による除草を心がけ漏油事故を起こすことのないようお願いします。

問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118